

老朽放置建物の除去による防災性向上（松前町）

【取組概要】

老朽放置建物除却事業・・・地区内（新立・本村地区）の防災性を高め、住環境の改善を行うため、老朽放置建物が存する土地及び建物の寄付を受けて町が老朽放置建物を除却する。

人口 31,044 人

担当部署 まちづくり課
事業実施期間 23年4月～

【取組のポイント】

所有者、相続人からの同意・・・土地、建物共に個人の所有物のため所有者（所有者が亡くなっていれば法定相続人全員）に除却の同意が得られたものに対して事業を実施している。

管理状態が悪い建物であっても、強制的な除却はしていない。

所有者であることの自覚・・・未登記の建物、親や祖父母の代から引き継がれていない建物などは、自分に管理責任があることなど知らない人が多い。

【今後の構想】

空地の利用・・・除却後の土地については現在防草シートを張っている状況ではあるが、将来的には防災倉庫や避難路の整備など防災、減災になる地区内の為の施設整備を検討している。



除却前



除却後